

改正育児介護休業法「令和7年4月1施行」の対策

令和7年(2025年)4月1日

育児介護休業規程の改正

・子の看護休暇 ・介護休暇 ・所定外労働の制限

所轄労働基準運監督署への届出

就業規則変更届の意見書

労使協定書締結

「子の看護等休暇」「介護休暇」の継続雇用期間6か月未満を削除



労働者代表

介護に関する雇用環境整備

- ①研修の実施 ②相談窓口設置 ③事例の収集・提供 ④方針の周知
①から④のいずれか1つ

介護に関する個別の周知・意向確認等

介護に直面した旨の申出をした労働者
「介護休業及び介護両立支援制度等個別周知・意向確認書」の整備

介護に直面する前の早い段階(40歳等)での情報提供
「40歳情報提供書」の整備

令和7年4月1日以降40歳に到達する労働者の選定
(昭和60年[1965年]4月2日生まれ以降)



40歳に到達する労働者

情報提供事項

- ① 介護休業に関する制度、介護両立支援制度等(制度の内容)
- ② 介護休業・介護両立支援制度等の申出先(例:人事部など)
- ③ 介護休業給付金に関すること

- 提供期間
- ① 労働者が40歳に達する日(誕生日前日)の属する年度(1年間)
 - ② 労働者が40歳に達した日の翌日(誕生日)から1年間のいずれか